一般質問❸ 石渡 悦子 議員（所要時間 57分）

問 来年度予算編成におけるコロナ禍の影響は

答 住民サービスに影響を及ぼさないよう、財源確保に努めます。

来年度予算は減収が見込まれる▶

住民サービスへの影響は

問 来年度予算編成にあたり、コロナ禍による地方税の減収見込み及び住民サービスにおける影響について伺います。

町長　令和2年度当初予算に比べ、1億円を大きく上回る減収が見込まれます。大変厳しい状況ではありますが、令和3年度については、今のところコロナ禍の影響により町民の皆様に新たな負担を強いるような税率の改正や施設使用料、手数料等の見直しは行わない方向です。徴収率の向上や、ふるさと寄附金のさらなる増加、国・県等に対し積極的に補助金要望を行うなど、職員と力を合わせ財源確保に努め、各種住民サービスに影響を及ぼすことのないよう十分配慮いたします。

問 「住民サービスは後退させない」と受け止めました。総務省は、来年度の一般財源の総額を交付団体ベース、プラス0．4兆円と概算していますが、税収減については地方交付税で補填されるのか、または、臨時財政対策債を増額する方向性も考えられますか。

財政課長　地方交付税で、これが賄われるとの情報は今現在入っておりませんが、中小企業等に対し固定資産税の軽減を図る制度があり、その減収分は交付金で全額手当されます。臨時財政対策債のようなものに頼らず、独自に一般財源を確保できる形、例えば、ふるさと寄附金もこれまで以上に力を入れて、減収分を取り返す思いであたっていきたいと考えております。

学童支援員へ慰労金を

問 国の第2次補正の慰労金事業では、児童福祉施設、学童保育職員への慰労金給付は対象外とされました。一斉休校の中でも学童保育は運用を求められたことで、地方創生臨時交付金や寄附金等の活用により自治体独自に慰労金支給に取り組んでいる実績があります。本町の対応を求めます。

町長　学童保育所を午前中から開所できましたのは、使命感を持たれた支援員の方々のご協力により実現できたものです。町としてそのご苦労に対する対応を検討し、町内飲食店で利用できるチケットをお贈りいたしました。

問 全国社会福祉協議会は、国に対し慰労金支給の緊急要望を提出されております。町としても国へ要望すると同時に、当面、町の対応を求めます。

町長　提案全く同感ですが、税収減の中、コロナ禍への対応をしなければなりません。お一人1万円の飲食券ではありますが、感謝のお手紙を同封させていただき、その気持ちは伝わったと思います。

受給対象者へ積極的周知を

問 年金法一部改正案が可決し、児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直されました。令和3年3月分からの対応となります。積極的な周知を求めます。

町長　支給制限に関する所得の取り扱いと支給額の計算方法が見直されます。改正後は、障害年金の子供の加算部分に係る額のみを比較対象として、その額が児童扶養手当額に満たない場合は差額が支給されます。この改正により、児童扶養手当の受給対象者が拡大することになりますので、認定事務を行う香取保健所と連携し、周知に努めてまいります。

支援員へ慰労金給付を

◀町民の意思表示ができる条例を

一般質問❹ 菅澤 博隆 議員（所要時間 81分）

問 建設残土埋立て条例に周辺住民同意条項を

答 開発行為とのバランスを考えながら、厳正に対応できる改正内容を研究しております。

近隣市町では条文制定している

問 千葉県内の22の自治体が、県条例の適用除外を受けて埋立て独自条例を制定しています。その中で18の自治体が周辺住民同意条項を制定しています。具体的には、芝山町が隣接土地所有者全員の同意、さらに事業対象区域から300m以内の居住者（世帯）の8割以上の同意が必要とされています。また、匝瑳市では隣接土地所有者全員の同意、事業対象区域から500m以内の居住者（世帯）の8割以上の同意が必要です。その他にも、近隣の市町では佐倉市、成田市、神崎町、八街市、銚子市、東金市がほぼ同様の周辺住民同意条項を織り込んでいます。多古町の現条例はこの周辺住民同意条項がありません。地域住民の皆様が賛否の意思表示をできる条例の一部改正が必要と思いますが、町の考えをお示し下さい。

町長　平成30年10月に、議員の皆様にも同意をいただき、当時千葉県で一番厳しい条例を作ったわけですが、周辺住民同意条項については、これからの多古町の発展には欠かせない開発行為とのバランスを考えながら、厳正に対応していけるよう現在、6月を目途として、改正内容を研究しております。

有害鳥獣被害対策実施隊の設立を

問 多古町は、すでに被害防止計画が策定され、鳥獣被害対策協議会が設置されました。さらに、実効性を求めて、有害鳥獣被害対策実施隊の設立が急務でありますが、町の方針をお示し下さい。

産業経済課長　鳥獣被害対策実施隊設置要綱の策定が必要ですから、その制定に向けて進めたいと考えています。

問 実施隊の構成メンバーについてはどういう構想を持っていますか。

産業経済課長　猟友会の皆さんが中心ですが、JAをはじめとする農業団体、農業法人、町の職員、農業委員会、農業に関連する町の団体の方々に加わっていただくのがいいと考えています。

問 設置した罠の見回りや餌置き、イノシシ罠の移動の手助け等、実施隊を取り巻く捕獲のサポート体制が必要と思われますが、町の考えは。

産業経済課長　猟友会の皆さんの負担軽減になるような役割分担を町全体で取り組むために組織化が必要と考えています。

農作物を守るために

農業用廃プラ処理料金高騰に助成を

問 令和2年の春から処理料金が1kgあたり44．5円から89．6円に値上がりしました。それに伴い、生産者負担が1kgあたり15円から62円に急騰しました。町、県、JAの助成金は今までのまま1kgあたり10円です。せめて、値上がり分を同率負担とし、生産者負担を1kgあたり30円にできませんか。また、生分解性マルチ購入への助成金もご検討下さい。

産業経済課長　原則論に立ち返って考えると、廃プラは産業廃棄物であり、その処分は排出事業者の責任で行うものであること、これらは経費算入できるものであること、以上の考えに基づき、町が同率の値上げの負担をすることはできないと判断させていただきました。生分解性マルチは、排出量削減と環境負荷が小さい点で評価できますが、分解速度が不安定で作物によっては適するものとそうでないものがあることから、今のところ購入への助成は公平性に欠けると判断しています。